

同好会・準同好会の登録について

令和元年12月4日

当プラザでは、定期的に自主活動を継続したい10名以上（準同好会は5人以上10人未満）の団体に対して部屋の固定貸し（年度単位）をしております。

新年度（令和2年4月）から継続してご利用を希望される団体および新規に登録を希望される団体は、下記に基づき、

同好会は令和元年12月26日（木）までに関係書類を事務室へご提出ください。希望した枠が他団体と重ならなかった場合は、**令和2年1月16日（木）**以降順次登録決定通知書を発行します。なお、使用希望した枠が他の団体と重なった場合は、**令和2年1月15日（水）9：30にプラザ1階ロビーにて抽選**を行います。抽選にもれた場合は、再度空いている枠の中から希望日時を1月23日（木）までにご提出いただきますことを予めご了承ください（先着順）。

準同好会は令和2年1月27日（月）に同好会決定後の部屋割表を配布します。**2月2日（日）まで**に関係書類を事務室へご提出ください。希望した枠が他団体と重ならなかった場合は、**2月3日（月）**以降順次登録決定通知書を発行します。なお、使用希望した枠が他の団体と重なった場合は、**令和2年2月3日（月）9：30にプラザ1階ロビーにて抽選**を行います。

◇登録申請について

※登録書類一式については、12月5日（木）に「千葉市中央いきいきプラザホームページ」にExcelファイル形式で掲載されます（ホームページアドレス：<http://www.shafuku-chiba.jp/chuou.html>）。

※データでの登録申請書類の受け取りは、コンピューターウイルスに感染する恐れがあるためできません。

1. 同好会登録申請には「令和2年度同好会・準同好会登録申請書」と「会員名簿」の提出が必要です。「同好会・準同好会登録申請書」の作成にあたっては記入例を参考にして作成してください。
別紙①『月間部屋割り表』に従い、使用希望の部屋・曜日等の番号で選び、希望曜日及び部屋欄へ○をつけて下さい。
「会員名簿」は記入漏れが無いよう記入してください。
 2. 同好会として登録できるのは、満60歳以上の会員による10名以上の団体です。
準同好会として登録できるのは、満60歳以上の会員による5名以上10名未満の団体です。
同好会・準同好会とも市外に住所を有する方がご利用になるときは、利用料1人につき1日100円の利用料を徴収します。
 3. 同好会への部屋の貸し出し回数は、原則として1ヶ月に2回までとなります。準同好会につきましては、1ヶ月に1回までとなります。また両団体とも、2週連続しての使用はできません。使用時間は、原則として1回2時間までです。（終了時間の厳守）
 4. プラザの備品使用を希望する場合は、予め、同好会登録申請書に記入してください。
（プラザで貸し出しできる主な備品）
ラジカセ、電子ピアノ、キーボード（卓上）、カラオケ機、延長コード（ドラムリール）、ホワイトボード、譜面台、囲碁盤、碁石、将棋盤、駒、等
- ※ 集会室使用は20名以上の団体に限ります。
※ 専用駐車場はありません。車での来館はご遠慮ください。講師についても同様です。
※ 同一講師による同好会活動は3団体までです。
※ プラザの休館日は、年末年始（12月29日～1月3日）です。1月1日～3日に活動日が当たった場合の振替はありません。
※ その他、ご不明な点・ご質問等がありましたら事務室にお問い合わせください。

千葉市中央いきいきプラザ
電話：209-9000